

平成29年
第8回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第8回総会日程

平成29年8月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

平成29年第8回日の出町農業委員会総会

平成29年8月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 吉村秀樹
事務局次長 小池康夫
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成29年第8回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。
まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。第8回の農業委員会総会を開催したところ全委員が出席ということで、総会は成立しております。本日の審議もよろしくお願いたします。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び日程4の議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。11番 野口委員、12番 関石委員をお願いいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。
(1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読および説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員 それでは説明させていただきます。場所は・センターから南に約200mほど行ったところになります。ここは左側に広い道路が通っております。この畑の周辺はきれいに耕作されており、非常にいい環境の土地だと思います。公図を見ていただきますと、先月の総会で利用権の設定がされた・さんの借受地があります。・さんは・であり、畑も近いことから借手の・さんもいろいろな技術指導がもらえていいと思います。心配事といたしましては、左側の道は案外、車がよく通りますので、畑の中に車を停めた方がいいのではないかなと思います。非常にいい土地だと思いますので、ご審議よろしくお願いたします。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について処理

いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農地法第3条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員さんに現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委員 まずは、案内図の方から見ていただいて、場所は・の・橋のちょっと手間を山の方に曲がったところの坂道を上った先にあります。以前はここ近くの家に・さんという方が住んでいまして畑もやっていました。平成27年に亡くなって、畑も放置されていたとのことです。

私の子供のころからの遊び場でありまして、昔から畑としてなっていました。が、・さんが亡くなってからは荒地となってしまいました。公図を見ていただきますと、・番の上にある・番が家になります。家の方は売却して、買い手がついたそうですが、ここは畑なので、簡単にも売れず、先ほどの譲受人が購入するとのことです。南側は本当に山です。山と平地の境目にあるような畑で、今は草が生えているところです。譲受人は農家の人ですので、・に来るついでに管理もできるということで聞いております。

周辺に民家はなく、山も抱えていますので獣害が酷く、作るものも限られてしまいますが、耕作できると思います。

会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。はい、・委員。

委員 確かここには誰だかわかりませんが、お墓があってこの畑はその通り道になっていたと思うのですが。

会長 はい、・委員。

委員 私の方から説明します。正確にはお墓があるのはもっと山の上の方です。畑を通らなくても、畑の右側にある道を通っていけば、行くことができます。隣が私のところの山ですから。現在もその道は通ることもできますので問題ないと思います。

会長 この畑の南側の道は確か・病院に抜けられる道で、この赤道を・の方に抜けられるように拡幅するという計画を聞いたことがあるのですが、その所はどうでしょうか。

委員 説明します。私の父の代にそういう道を作ってほしいということで、場所を見に来たりルート等は決めていたようですが、そこから先は頓挫して、予算が確保できなくて、実際的には整備の計画はないと聞いております。実際、この畑の北側に通っている道が、・病院にでる道路であります。

役場の問題だとは思いますが、私のところの山も提供する予定だったのですが、話はなくなったようです。・に行くような道になるような予定だったのですが。実際現在も道はありまして、ただ途中で沢があり、渡れないので、道としてはつながっておりません。

事務局長 私が建設課にいたときに、・病院を建て替えるという話がありまして、・クリニックに抜けられる道があるといいということで話が上がったのですが、下の道でことが足りるということでなくなってしまいました。

会長 通常はこんな山を背負った狭い畑を取得するには何か理由があるのかなと思ったのですが。

事務局 今回の案件は売買ではなくて、贈与という形でありまして、相続で取得して管理ができず、下限面積等の兼ね合いで中々、譲受けてくれる人がおらず、困っていたところ、不動産業者を通して、どうにか農家である・さんを紹介してもらい。管理を引き受けてくれるようお願いして、贈与したという案件でございまして、特に投機的な目的などは聞いておりません。

委員 投機的な目的ではないということですね。

会長 意見、質問がないようですので、(2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農地法第5条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会長 朗読及び説明が終わりました。

地区担当は・委員さんに現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委員 先日22日に現地確認をしてきました。案内図を見ますとここは・という俗称で呼ばれていまして、・に抜ける道がございます。・に抜ける道の分かれ道を左に曲がり、・川の橋を渡った先にありまして、ここは周辺に何件か住宅が建っています。公図を見ますと・番と・番が畑となっております。後は道が登りになっておりまして土地自体は、道から少し上がっておりまして、

現況は草はきれいに刈られておりました。作物を作っていたかはわかりませんが、現況はきれいに草刈りがされておりました。先ほど説明があった通りセットバック部分はすでに分筆がされており、杭が打たれております。隣の・番地とは段差が約1m弱あります。

分家住宅ということで都市計画法の規定に基づいて都の条例で開発審査し、開発条件にあった場合に許可が下りるということになっております。

ここが分家住宅になることによって生じる周辺農地への影響についてですが、先ほど言いました・番の農地には、・番というところがありまして、これは・さんの土地なのですが、ここが・番の入り口として提供しているとのことですので、・番に分家住宅が建ったとしても問題ないと考えます。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長 意見、質問がないようですので、(3)議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(4)議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (農地法第5条の規定による許可申請について朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
 地区担当は・委員さんに現地確認をしていただいております。説明をお願いいたします。

委 員 案内図を見ていただくとわかりやすいと思います。・の近くの・から南に約30mか40m行ったところの公園の北側の畑になります。約7m程度の道路に接道し、西側は生コンのポンプ車が置いてある事務所になっているようです。砂利をいれて転圧をかけるということですが、道路からの高さが30cmから40cm畑の方が高くなっておりますので、土留め等の対策はやってけると聞いております。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

委 員 今回、西側を細長い形で畑として残すということですが、全て駐車場としてしまわないのには理由があるのですか。

事務局 基本的には農地転用は、必要最小限の面積しか転用を許可しませんので、今回、不足する駐車台数分の面積を転用するため、残った部分は畑として活用していただくということになります。

職務代理 分筆しないと面積が1000㎡を超えてしまうのでは。緑化条例が必要になってくるのではないのでしょうか。

事務局 分筆前の畑の面積は1004㎡ありまして、1000㎡を超えますと、東京都緑化条例で緑化部分を設けなくてはならず、2割程度の緑化が必要になるため、かえって駐車場の面積が減ってしまう可能性があるということは、事前相談の段階で話が出ておりました。

会 長 この細かい部分だけ畑として残されたとしても活用していくのはとても難しそうに見えますね。はい、・委員。

委 員 一点、質問させて下さい。残った部分の畑についてですが、例えば、再度農地転用の申請が出された場合にどのような規制があるのでしょうか。

事務局 基本的には、今回の駐車場が足らなくなり、さらに面積を増やすため転用の申請を行った場合は、関連する事業ということで、事業面積を合算して考えるとのことですので、合計して1000㎡を超えて、東京都の緑化条例で緑化が必要となります。

委 員 どのような場合に関連事業として扱われるのかの条件、期間とか要件は他にはあるのでしょうか。

事務局 緑化に関しては東京都多摩環境局が主管となりますので、関連して同じような転用になりそうであれば、多摩環境局に相談するように指導しますが、詳細な要件等については、こちらでは把握しておりません。

会 長 意見、質問がないようですので、(4)議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。続きまして、(5)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告、農地法第5条届出4件、朗読及び説明)

会 長 朗読が終わりました。

只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

会 長

意見、質問がないようですので、(5)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署名

議長

1 1 番

1 2 番